

東京都
熱と電気の有効利用促進事業

(太陽熱利用システム・地中熱利用システム)

添付書類の手引き

R7 Ver.1.1

2025/6/30

対象者:令和7年5月30日以降に事前申込を行う方

(お問い合わせ先・申請書の提出先)
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)

ホームページ: https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/effective_utilization/r7

事業概要、助成対象者等の申請条件及び本要件に記載がない事項については、「熱と電気の有効利用促進事業」実施要綱、交付要綱及び助成金申請の手引き並びに公社の定めるところにより適用されます。申請をする前に、必ずご一読ください。

- 基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、対応しません。
- 申請はPCから行ってください。スマートフォンからの申請について、動作確認は行っておりません。

目次

【更新履歴】.....	3
1.1 添付書類を作成いただく前に(留意点:必ずお読みください。)	4
2.1 事前申込 添付書類	4
3.1 交付申請兼実績報告書 添付書類	5

【更新履歴】

No.	版	更新日	更新項目	主な更新内容
1	1.0	2025/5/30	－	初版作成
2	1.1	2025/6/30	－	体裁修正、内容の追記

1.1 添付書類を作成いただく前に(留意点:必ずお読みください。)

申請書類及び添付書類の作成・提出に当たっては、以下の点に留意してください。

- ① 助成金の審査手続き中、公社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがあります。
公社に提出された書類を電子メール等で助成対象者及び手続き代行者にお送りすることはできませんので、お手元に保管してください。
- ② 必要事項の確認のため、必要書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。
- ③ 申請手続きについて、手引きに掲載のない事項や明確に判断できない場合は、事前に公社までご相談ください。
- ④ 事前申込と交付申請兼実績報告の**提出方法は統一**してください。

2.1 事前申込 添付書類

◆令和7年5月30日から令和7年度の事前申込の受付を開始します。

なお、令和7年4月1日から同年6月30日までの間に、契約締結(購入、設置、保険加入)を行った場合も助成対象になりますので、事前申込が可能です。

・設置予定設備の見積書1点です。ただし以下の内容が記載された見積書をご用意ください。

- ① 対象設備設置場所住所が明記されていること
- ② 「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること
- ③ 対象設備の「システム型番等」が正確に記載されていること
- ④ 機器費と工事費の概算を分けて記載すること
- ⑤ 発行者名

※見積書に記載できない内容がある場合、補足資料を作成し社判を押印の上、併せて提出してください。

※事前申込後に見積書に変更があった場合は、交付申請兼実績報告時に、正しい見積書をご提出ください。

※添付書類はPDF、写真はJPRG、PNG形式にしてください。

3.1 交付申請兼実績報告書 添付書類

【太陽熱・地中熱 共通 添付書類】

■提出書類の注意点

※電子申請時の添付書類はPDF形式、添付写真はJPEG・PNG形式にしてください。

※画像が不鮮明で型番を読み取れない画像に対して、編集やAI処理等による画像の鮮明化は認めておりません。

※カメラの機能やスキャナ等の機能により不自然に画像の鮮明化が行われているように見受けられる場合にも、撮り直しをお願いを行う場合があります。

(1)申請者本人確認書類又は法人・リース使用者本人確認書類

助成金交付申請書の助成対象者に関する情報を証明するものです。

以下の書類のうちいずれか一つの写しについて、公社で申請を受付けた時点で有効期限内（法人の場合証明書の発行から6か月以内）であることが必須となります。必ず有効期限を確認の上、提出してください。

なお、申請者本人の氏名・住所がはっきりと確認できるものを提出してください。

- ① 運転免許証
- ② 健康保険証(後期高齢者医療被保険者証) **注意事項下記に記載※**
- ③ 住民基本台帳カード
- ④ 日本国パスポート(住所の記載がない場合は受付不可)
- ⑤ 外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書
- ⑥ 身体障害者手帳
- ⑦ 療育手帳
- ⑧ 精神障害者保健福祉手帳
- ⑨ 運転経歴証明書
- ⑩ マイナンバー(個人番号)カード(裏面不可)
- ⑪ (法人・リース事業者の場合)履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、法人印の印鑑登録証明書のうち、いずれか1点 ※6か月以内に発行されたもの

※ 現住所・氏名の記載であること。

(氏名と住所が記載された面(ページ)が分かれている場合は、両方の面(ページ)が必要。)

※ 日本で発行されたものであること。

※ ②健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること。

※マスキングの例
(付箋等で隠す、
または写しを黒塗り)

健康保険 被保険者証		本人(被保険者)	〇〇〇〇
		〇〇年〇〇月〇〇日交付	
記号	■■■■ ■■■■	番号	■■■■■■■■■■
氏名	□□ □□		■■■■■■■■■■
生年月日	□□ 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
性別	△		
資格取得年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日		
事業所名称	☐ 会社		
保険者番号	■■■■■■■■■■		
保険者名称	全国健康保険協会 ☐ 支部		
保険者所在地	□□市□□町〇丁目〇〇番地		
			印

(2) 建物の登記事項証明書(現在または履歴事項全部証明書)

法人の場合、助成対象機器を設置する住宅の登記事項証明書を提出してください。

以下の全ての事項を確認できる書類

- ①申請日時点で有効期限内(発行後6か月以内)のもの
- ②建物登記済みであるもの
- ③種類(居宅・共同住宅・寄宿舍・庫裡)等の住宅であること

※建物検査済証は、不可です。

※法人以外でも、登記事項証明書を求める場合があります。

(3) 助成対象設備の要件に適合することを証明する書類

■太陽熱利用システム

＜一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けている製品の場合＞

・型式名、供給方式、集熱器の面積、集熱器の枚数を確認できる書類として、以下のいずれか1つ

- ①製品カタログ
- ②仕様書
- ③取扱説明書

＜日本産業規格の JIS A 4112 に規格する基準相当の性能を持つものの場合＞

・JIS への適合確認を証明する書類として、以下のいずれか1つ

- ①JIS マークを取られている場合は、適合認証証
- ②JIS マークを取っていない場合は、JIS Q 1000 に基づく自己適合宣言書
- ③ソーラーシステム振興協会の優良ソーラーシステム認証制度など独自の制度をもっている機関の認証書

・型式名、供給方式、集熱器の面積、集熱器の枚数を確認できる書類として、以下のいずれか1つ

- ①製品カタログ
- ②仕様書
- ③取扱説明書

※補助熱源機を新規で設置し、助成対象経費に含める場合は、補助熱源機のカatalogもご提出ください。

■地中熱利用システム

助成対象設備要件に適合することがわかる書類いずれか1つ

- ①カタログ
- ②仕様書
- ③ホームページの紹介ページ等

(4) 助成対象機器の売買等契約書の写し

下記内容がわかる売買等契約書を提出してください。

- ① 発行者名と会社印
- ② 契約締結日
- ③ 契約者名(助成申請者であること)
(漢字氏名は、提出する本人確認書類の漢字氏名に合わせてください。)
- ④ 工事内容(太陽熱利用システム・地中熱利用システムに関する工事が分かる文言含む)

【リース契約の場合】 設置機器のリース等契約証明書の写し

下記内容がわかる売買等契約書を提出してください。

- ① 発行者名・会社印
- ② 使用者氏名・押印
- ③ 設置場所住所
- ④ 契約締結日・サービス開始日・終了日
- ⑤ リース等期間

- ※ 売買契約日は**事前申込後(公社が受付をした日以降)**のものであること。
ただし令和7年4月1日から同年6月30日までの契約の場合、売買契約日は事前申込前日付でも構いません。
- ※ 契約変更等で契約書が複数ある場合は、対象機器が入っている**全ての**契約書を提出すること。
- ※ 停止条件付契約の取扱いがある場合は、当該記載のある箇所の写しを提出すること。
- ※ **交付申請兼実績報告書提出後に、契約書の日付の訂正は認められません。**

(5) 熱と電気の有効利用促進事業助成金に係る覚書

【リース事業者又は電力販売事業者の場合】

公社の指定する様式で作成してください。

- ① 契約締結日
- ② リース等事業者:住所・事業者名・代表者氏名・押印
- ③ 機器使用者等:住所・氏名・押印

(6) 対象機器を購入した際の領収書の写し及び領収書内訳

《 公社の定める様式「対象機器に関する領収書内訳について」は、提出必須です 》

令和6年度から提出書類にて国及び他の地方公共団体の補助金の申請状況を確認するため、領収書の内訳は必ず公社の定める様式「対象機器に関する領収書内訳について」を提出していただいております。

なお、「対象設備に関する代金領収書」を領収書内訳書とすることはできません。

① 領収書、領収書内訳書に下記項目を記載してください

＜領収書＞

- ① 宛名(助成申請者名であること)
(漢字氏名は提出する本人確認書類の漢字氏名に合わせてください。)
- ② 領収金額(金額の訂正不可)
- ③ 領収日
- ④ 発行者(販売事業者)名
- ⑤ 発行者(販売事業者)捺印

＜領収書内訳書＞

公社の定める様式「対象機器に関する領収書内訳について」にて提出必須。

- ① 宛名(助成申請者名であること)(漢字氏名は提出する本人確認書類の漢字氏名に合わせてください。)
 - ② 助成対象経費(機器費(消費税抜)、工事費(消費税抜))
 - ③ 設置場所住所
 - ④ 製造者名(メーカー名)
 - ⑤ 対象機器システム型番 集熱器・蓄熱槽・補助熱源機(新規設置)の型番と製造番号等
 - ⑥ 領収日・領収番号(領収書に領収書番号がある場合は記載)
 - ⑦ 発行者(販売事業者)名
 - ⑧ 発行者(販売事業者)捺印
- ② 複数台を購入した際は、領収書内訳書については、1台ごとに作成して提出。
 - ③ 領収書にクレジット支払いである事が明確でない場合(但書の記載が「立替払い」となっている等。)は、追加でクレジットの契約書等の写しを提出。
 - ④ クレジットを利用する場合において、債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約であっても「交付された補助金を個別クレジット契約に基づく債務の弁済金にあてること」を条件に助成対象者とする。
 - ⑤ 電子領収書の場合は、電子領収書であることを電子で明記すること。
 - ⑥ ローン、クレジット契約であっても、対象機器等の所有権が助成事業者にある場合は、助成対象です。ただし、対象設備の販売を行った者が発行した領収書必須。銀行振込証は不可。
 - ⑦ 領収書に記載された対象設備に係る機器本体額について、市場価格等を調査した上で著しく乖離があるものと公社が認めた場合には、対象設備を設置する住宅への現地調査による設置状態等の確認、申請者及び手続代行者等への聞き取り調査による販売状況等の確認を行うことあり。

(7) 国及び他の地方公共団体による補助金の交付額通知書等の写し

国及び他の地方公共団体による補助金を申請した(申請予定含む)場合、国及び他の地方公共団体による補助金の交付決定通知書等の下記のいずれかを必ず提出してください。

- ・交付決定通知書
- ・交付決定と振込のお知らせ など

なお、国及び他の地方公共団体による補助金の交付決定通知書等に本事業における助成対象機器のみの額の記載がない場合は、内訳のわかる書類を併せて提出してください。

国及び他の地方公共団体の補助金の交付決定後に、本事業の交付申請兼実績報告を提出してください。

(8) 設置機器の保証書の写し

- ① 購入時又は設置時に受領した保証書の写し
- ② 製造者名(メーカー名)、システム型番がはっきり読み取れるもの
- ③ 複数台の購入する場合は、一台ごとにシステム型番、製造番号等が分かるものを添付
- ④ 保証書がすでに最終所有者の手元にある等、提出が困難な場合は「設置した設備が新品かつ未使用品であることの証明」を提出してください。
(漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。)

※太陽熱利用システムで補助熱源機を新規で設置し、助成対象経費に含める場合は、補助熱源機の保証書もご提出ください。

(9) 助成対象設備から供給される熱を利用する住宅の全景写真

Google map 等の web 上の写真は認められません。

- ① 1 階部分から建物全体(正面玄関側)が写っている現在の写真をご提出ください。
- ② 全景写真では、助成対象設備が写っていなくても構いません。
- ③ 写真は、カラー写真を提出してください。
- ④ 建物の立地や建築構造上、1 枚に収まりきらない場合は、複数に分かれていても構いません。

※狭小住宅など複数の住宅が写り込んでしまう場合は、どの住宅が分かるように目印をつけてください。

※住宅やビル等に店舗や事業所等が含まれている場合、登記情報の提出を求める場合があります。

※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。

(10) 助成対象設備の設置状態を示す写真

- ① 設置された設備の全体写真であること
- ② 設置完了後(設置した事実がわかるもの)の写真であること
- ③ 対象設備を設置した場所が分かるような写真であること
- ④ 1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれていても構いません。
- ⑤ 写真の縦横比の変更は不可
- ⑥ 写真は、カラー写真であること

※設置物が全て写るように撮影してください。見切れた写真は再提出が必要です。

※太陽熱利用システムの場合

集熱器(集熱パネル)と蓄熱槽と補助熱源機(新規設置)のそれぞれが写っている写真が必須。

※地中熱利用システムの場合

地中に繋がる熱交換器(配管)と地中熱ヒートポンプ(室外機)が繋がっていることが確認できる写真が必須。

(11) 助成対象設備のシステム型番及び製造番号(銘板)を示す写真

- ① 設置完了日以降の写真であること
ただし設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること
- ② 型番と製造番号が1枚の写真に収まっていること。
- ③ 型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を提出すること
- ④ 写真は、カラー写真であること

※ 雨水やフラッシュ等でシステム型番と製造番号(銘板)が読み取れない場合
再提出していただく場合があります。

※ 太陽熱利用システムの場合

集熱器(集熱パネル)と蓄熱槽と補助熱源機(新規設置)それぞれの銘板写真必須。

※ 地中熱利用システムの場合

地中熱ヒートポンプにある銘板写真であること

(12) リフォーム瑕疵保険等の保険証券又は付保証明書の写し

(リフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険に加入する場合)

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条の規定に基づき、国土交通大臣に指定された下記5社の住宅瑕疵担保責任保険法人が対象です。

- ① 株式会社住宅あんしん保証
- ② 住宅保証機構株式会社
- ③ 株式会社日本住宅保証検査機構
- ④ 株式会社ハウスジーメン
- ⑤ ハウスプラス住宅保証株式会社

保険に申し込むためには、保険商品ごとに登録する必要があります。

各法人ホームページで登録事業者を検索可能です。

＜保険証券・保険付保証明書の必要記載事項＞

- ① 被保険者名(登録事業者名)
- ② 保険法人名
- ③ 保険契約日
- ④ 証券番号(各社の管理番号)
- ⑤ 注文者(＝助成申請者)
- ⑥ 物件の所在地
- ⑦ 保険期間
- ⑧ 支払限度額
- ⑨ 工事内容 ※ハウスプラス住宅保証のみ

(13)通帳・口座証明書

以下の全ての事項が確認できる書類

- ① 金融機関名
- ② 支店名
- ③ 預金種別
- ④ 口座番号
- ⑤ 口座名義(カタカナ)

＜書類の例＞

上記①～⑤が確認できるものであること

- ・通帳見開きページ
- ・インターネットバンキングの取引画面

※申請者と同一の口座名義であること

【地中熱のみ添付書類】

(1)地中熱利用システムの確認書類

- ①クローズドループ型と分かるように図示したもの
- ②熱の流れを図示したもの
例)系統図、配管図 など

(2)地中熱交換器が埋設されていることがわかる写真

設置完了後の写真であること

(3)集合住宅であることが確認できる書類(集合住宅に導入する場合に限る)

例)販売用チラシ、建築契約書、平面図の写し など

対象設備 領収書(写し)

○対象設備 領収書(写し) 例

●当該設備の購買を証明するため、「領収書」を提出してください。

※領収書と併せて、販売事業者が作成した「対象設備に関する領収書内訳について」を必ず提出すること

The image shows a sample receipt form with the following elements and annotations:

- ①**宛名 (Recipient Name): 〇〇 △△ 様
- ②**金額 (Amount): ¥ **,***,***
- ③**収入印紙及び割り印 (Receipt stamp and cancellation mark): A black square stamp with the word "割印" (Cancellation Mark) inside a red circle.
- ④**領収日 (Date of Receipt): 令和〇年 △月□日
- ⑤**発行者 (販売事業者) 名 (Issuer (Sales Business) Name): 〇×〇×株式会社 東京営業所
営業所長 東京 太郎
- ⑥**発行者 (販売事業者) 捺印 (Issuer (Sales Business) Seal): A red circular stamp with the text "代表取締役印" (Representative Director Seal) inside a red circle.

Additional text on the receipt includes: "No. 000000", "領 収 書", "金額", "上記の金額正に領収いたしました。", and "但し、太陽熱利用システム(又は地中熱利用システム)の機器費と工事費として".

以下の内容がはっきり確認できる写しをご提出ください。

- ① 宛名(助成申請者名であること)
(漢字氏名は提出する本人確認書類の漢字氏名に合わせてください。)
- ② 領収金額(金額の訂正不可)
- ③ 収入印紙及び割り印(消印)が確認できるもの
- ④ 領収日
- ⑤ 発行者(販売事業者)名
- ⑥ 発行者(販売事業者)捺印

※ 電子領収書の場合は、電子領収書であることを電子で明記してください。

※ クレジット支払いである事が明確でない場合(但書の記載が「立替払い」となっている等)併せてクレジットの契約書等の写しを提出すること

領収書内訳書について【太陽熱利用システムの場合】

公社様式にて提出必須

宛名は、申請者と同一であること。(領収書の宛名が連名の場合も、申請者単名の記入をしてください。)

漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。

〇〇公社 理事長
(活動推進センター) 殿

公社理事長宛てに作成してください。

対象システムに関する領収書の内訳について

「東京花子」様宛に発行した太陽熱利用システムに係る領収書は、令和〇年××月〇〇日付け領収書(領収書番号 000000)のとおりですが、当該機器の機器費及び設置場所住所等を下記のとおり、証明いたします。

領収書原本と関連付けするために、領収書年月日と領収書番号を明確にしてください。
領収書が複数枚ある場合は、全ての領収書年月日と領収書番号を記載してください。

1	機器費(消費税抜き)	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
2	工事費(消費税抜き)	〇〇〇, 〇〇〇円
3	設置場所住所	東京都〇〇市〇〇1-2-3
4	製造者名 (メーカー)	〇〇〇〇
5	システム型番	SSS-000
6	集熱器 (集熱 パネル)	型番 ×××-0000
		製造番号 AA-00123
7	蓄熱槽	型番 ××-×00×
		製造番号 010001
8	補助熱 源機	型番 ××-×00×
		製造番号 010001

※国の補助金の申請を行っている場合に記入してください。

1	国補助金額(申請予定も含む)	〇〇〇,〇〇〇
2	国補助領収書記載方法	☐ 領収書金額から国補助が引かれている
		☐ 領収書金額から国補助は引かれていない

領収日以降かつ実績報告日以前の日付と社名を記入してください。

領収書と同一又は社名のわかる印鑑としてください。

年 月 日

〇〇株式会社

〇〇
株式
会社
印

領収書内訳書について【地中熱利用システムの場合】

公社様式にて提出必須

公益財団法人 東京都環境公社 理事長
(東京都地球温暖化防止活動推進センター) 殿

公社理事長宛てに作成してください。

申請者と同じである必要があります。(領収書の宛名が連名の場合も、申請者単名の記載で作成してください。)
漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。

対象システムに関する領収書の内訳について

「東京花子」様宛に発行した地中熱利用システムに係る領収書は、令和〇年××月〇日付け領収書(領収書番号 000000)のとおりですが、当該機器の機器費及び設置場所住所等下記のとおり、証明いたします。

領収書原本と関連付けするために、領収書年月日と領収書番号を明確にしてください。
領収書が複数枚ある場合は、全ての領収書年月日と領収書番号を記載してください。

1	機器費(消費税抜き)		〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
2	工事費(消費税抜き)		〇〇〇, 〇〇〇円
3	設置場所住所		東京都〇〇市〇〇1-2-3
4	製造者名 (メーカー)		〇〇〇〇
5	地中熱 ヒートポン プ	型番	×××-0000
		製造番号	AA-00123

※国の補助金の申請を行っている場合に記入してください。

1	国補助金額(申請予定も含む)	〇〇〇,〇〇〇円
2	国補助領収書記載方法	☐ 領収書金額から国補助金が引かれている
		☐ 領収書金額から国補助金は引かれていない

領収日以降かつ実績報告日以前の日付と社名を記入してください。
領収書と同一又は社名のわかる印鑑としてください。

年 月 日

〇〇株式会社

〇〇株式会社
印

クレジット契約等により購入した場合の領収書 記入例

東京 花子 様

申請者名を記入してください。
(漢字氏名は提出する本人確認書類の
漢字氏名に合わせてください。)

領収日以降かつ実績報告日以前
の日付を記入してください。

●年 ●月 ●日

社印(角印)又は代表者印(丸印)のい
れかが押されていること。※押印されたも
のの写しであること。

対象設備に関する代金領収書

収入印紙

割印

現金で5万円以上の領
収金額の場合は、収入
印紙(割印)

東京都〇〇区〇〇町 1-1-1
〇〇株式会社 〇〇営業所
営業所長 〇〇 〇〇 印

次の顧客の対象設備の設置に関
しては、クレジット返済金の受領を証するものでは

漢字氏名は提出する本人確認書類
の漢字氏名に合わせてください。

た。なお、本書は顧客のクレジ

顧 客	氏名	東京 花子
	設置場所 住所	東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号

「設置場所住所に関する情報」の設
置場所住所と一致すること。

クレジット払いと現金払いの併用の際に、現金払い分の領収書を発行している場合は、
『現金』の記載は不要です。別途、現金の領収書を提出してください。

受 領 代 金	費目	金額	入金(受領)日
	現金	金 〇〇〇, 〇〇〇 円	△年 △月 △日
	クレジット (クレジット会社名: □■(株))	金 〇〇〇, 〇〇〇 円	△年 △月 △日
	合計	金 〇〇〇, 〇〇〇 円	

クレジットの支払分については、
クレジット会社から立替代金の入
金があった日付を記入すること。

対象設備 保証書(写し)

○対象設備 保証書(写し) 例

- 購入時又は設置時に受領した保証書の内容を確認してください。
- 対象設備メーカー名、システム型番、製造番号がはっきりわかるようにしてください。

ソーラーシステム工事保証書 (お客様控)

●本保証書は販売店・工事店が必要事項を漏れなく記入、捺印する事により効力を生じます。

機器組合せ 名称・型式	SSS-000			
使用 適合 機種	品名	集熱器		蓄熱槽
	型式名	×××-0000		×××-000×
	数量	2 枚		1 台
製造番号	AA-00123	AA-01230	AA-12300	製造番号 010001
保証期間	5 年			
お引渡年月日	20××年○月○日			
お客様	ご芳名 東京 花子 様			
	ご住所 東京都●●市●●1-2-3 Tel. 03-0000-0000			

当該機器は、本書記載内容にもとづき無料修理をお約束するものです。引き渡しの日から上記期間中に故障が生じた場合には、工事保証者(販売店または工事店)に修理をお申し出ください。

工事保証者 販売店又は 工事店	株式会社環境〇〇 東京都〇〇市△△1-2-3 Tel. 03-0000-0000		
製造販売元	株式会社〇〇環境 東京都〇〇区△△1-2-3 Tel. 03-0000-0000 〇〇 環境		

■システム修理保証規定

1 本書、取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意事項に従い正常な使用状態で故障した場合には本書記載内容にもとづき工事を行った工事保証者(販売店または工事店)が無料修理をいたします。

保証期間内でも次の場合には有料修理になります。

- 当初本書記載の工事保証者が届けた場所から他の場所に移動された場合。
- 既記工事部分の故障または不適当な維持管理または改造に起因するもの。
- 本書記載の工事保証書以外で行った点検修理または改造に起因するもの。
- 地震、噴火、洪水、落雷等の自然災害に起因するもの。
- 火災、爆発、騒音等の外來事故に起因するもの。
- 指定以外の燃料の使用に起因するもの。
- 本書にシステム型式、システム保証期間、引渡年月日、お客様名、販売店または工事店の記入のない場合、または記入の事項等が書き換えられた場合。
- 弊社の認定を受けていない販売店(または工事店)による設置工事の場合。

本書は日本国内においてのみ有効です。
本書は再発行しませんので、紛失しないよう大切に保管して下さい。
所有者が変更になったり、転居等の場合は登録の変更が必要です。販売店(又は工事店)にご連絡下さい。

※使用者控え(お客様控え等)のコピーであること。
※補助熱源機(新規設置)も保証書が必要です。

- ※保証書の提出が困難の場合
設置した設備の販売元業者が作成した『設置した設備が新品かつ未使用品であることの証明』を提出すること。
(漢字氏名は、提出する本人確認書類の漢字氏名に合わせてください。)

保証書の提出が困難な場合に提出する書類の作成例(販売店作成限定)

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

公社理事長宛てに作成すること。

助成対象設備が新品かつ未使用品であることの証明書

助成事業実績報告書を提出するにあたり、弊社が下記の申請者に販売した助成対象設備が新品かつ未使用品であることを証明いたします。

また、助成対象設備が新品かつ未使用品であることの根拠等の要請があった場合は、速やかに応じます。

申請者と同じであること。
(漢字氏名は提出する本人確認書類の漢字氏名に合わせること。)

1 申請者名

東京 花子

「設置場所住所に関する情報」の設置場所住所と一致すること。

2 設置場所住所

東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号

領収書が複数枚ある場合は、全ての領収書番号を記載すること。

3 領収書番号

ABC2468-DEF

領収日以降かつ実績報告日以前の日付を記入すること。

以 上

●年 ●月 ●日

領収証明会社名

〇×株式会社

領収書と同一または社名のわかる印鑑を使用すること。

〇×
株式
会社
印

対象設備を設置する建物、及び対象機器等から供給される 熱を利用する住宅の全景写真

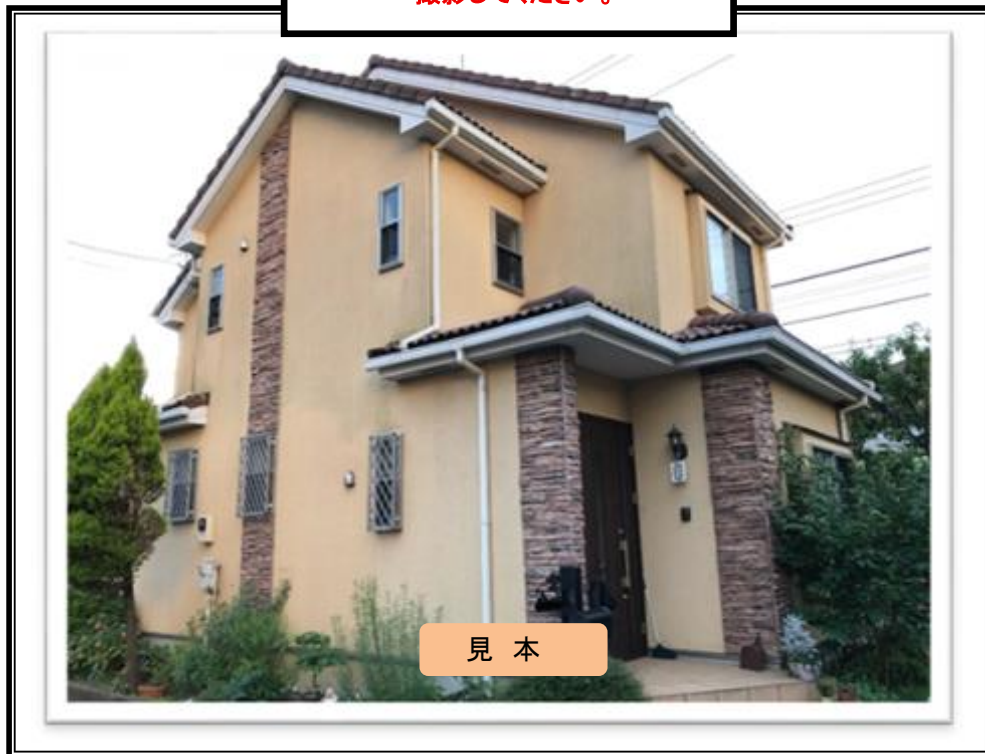
○住宅の全景写真 例

- 対象設備を設置する建物の全景写真を提出してください。
- 全景写真では対象設備が写ってなくても構いません。
- **1 階部分から全体が写るように**撮影してください。
- **玄関正面側から**建物全体を撮影した写真をご用意ください。
- 建物の立地や建築構造上、1 枚に収まりきらない場合には、複数に分かれても構いません。
- 建物の全景がはっきりと分からない(日没後撮影等)場合、再度撮影を依頼する可能性があります。

※Google map 等、web 上の写真での提出は認められません。

※その他添付する写真について、以下の点に留意してください。

**必ず、玄関正面側から
撮影してください。**



見 本

対象設備の設置状態を示す写真

○対象設備 設置写真 例

- 設置完了後の写真であること。
 - 対象設備の上から日よけ等の目的でカバーを設置する場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器がはっきり確認できるよう撮影してください。
 - 対象設備を設置した場所が分かるような写真としてください。
 - 1枚に収まらない場合は複数枚でも可。
 - 写真の縦横比を変更不可。
 - 写真は、カラー写真であること。
- ※ 太陽熱利用システムの場合は、集熱器(集熱パネル)と蓄熱槽と補助熱源機(新規設置)それぞれが写っている写真が必須です。
- ※ 地中熱利用システムの場合は、地中に繋がる熱交換器(配管)と地中熱ヒートポンプ(室外機)が繋がっていることが確認できる写真が必須です。

(太陽熱利用システムの例)



蓄熱槽



集熱器(集熱パネル)

(地中熱利用システムの例)

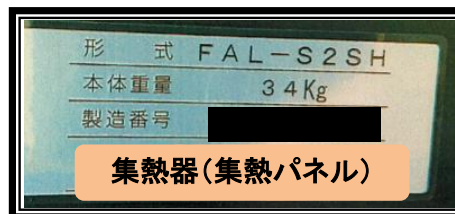


対象設備 銘板写真

○対象設備 銘板写真 例

- 設置後に対象設備の銘板を撮影すること。
ただし設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること
 - 設置した対象設備すべての銘板写真を提出すること。
 - 型番と製造番号が1枚の写真に収まっていること。
 - 型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を提出すること
 - 写真は、カラー写真であること
- ※ 雨水やフラッシュ等でシステム型番と製造番号(銘板)が読み取れない場合、再提出していただく場合があります

■太陽熱利用システムの例



■地中熱利用システムの例



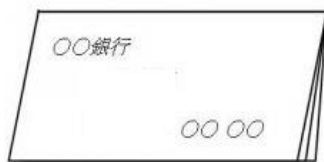
○通帳(写し)例 振込口座情報の記載された通帳の写しを提出してください

- 通帳は、表紙と振込口座情報が記載されているページの見開きの写しが必要となります。
- 申請者と同一の口座名義としてください。
- 以下の助成金振込み口座情報の記載がはっきりわかる通帳の写しを提出してください。
 - ①金融機関名(コード) ②支店名(コード) ③預金種別(普通(総合)、当座)
 - ④口座番号 ⑤カタカナの口座名義人氏名

※ インターネットバンキング等で通帳不発行の場合は、金融機関発行のもの(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)で、「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認できるものを提出ください。

以下の通帳の写し 2 枚をご用意ください。(表紙及び表紙裏ページの両方が必要です。)

● 表紙



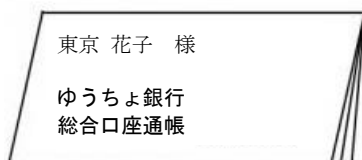
● 振込口座情報が記載されているページの見開き

以下の項目が確認できるもの

- ①金融機関名(コード)
- ②支店名(コード)
- ③預金種別
(普通(総合)、当座)
- ④口座番号
- ⑤カタカナの口座名義人氏名

ゆうちょ銀行の場合も同様に、「表紙」及び「表紙裏ページ」両方の写しを提出ください。

● 表紙



● 振込口座情報が記載されているページの見開き

以下の項目が確認できるもの

- ①金融機関名(コード)
- ②支店名(コード)
- ③預金種別
(普通(総合)、当座)
- ④口座番号
- ⑤カタカナの口座名義人氏名

【 提出書類チェック表:太陽熱利用システム】

事前申込 必要添付書類			
提出書類名称		確認事項	チェック欄
1	設置予定設備の見積書(写し)	・以下の内容が記載された設置予定設備の見積書 ①対象設備設置場所住所が明記されていること ②「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ③対象設備のシステム型番等が記載されていること ④機器費と工事費の概算を分けて記載すること (漢字氏名は、提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせること。) ※事前申込後、見積書に変更があった場合には、交付申請兼実績報告時に、正しい見積書を提出すること。	☐

交付申請兼実績報告書 必要添付書類				
提出書類名称		確認事項	チェック欄	備考
1	助成金申請者(個人)本人確認書類	・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①運転免許証 ②健康保険証(後期高齢者医療被保険者証)※ ③住民基本台帳カード ④日本国パスポート(住所の記載がない場合は不可) ⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥身体障害者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障害者保健福祉手帳 ⑨運転経歴証明書 ⑩マイナンバー(個人番号)カード(裏面不要) ※有効期限内であること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された面(ページ)が分かれている場合は、両方の面(ページ)の写しが必要 ※日本で発行されたものであること ※②健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること(付箋等で隠すまたは黒塗り)	☐	【申請者が個人の場合に提出が必要】 【申請者が法人・リース事業者の場合に、使用者の本人確認書類の提出が必要】
2	申請者(法人)実在証明書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること	☐	【申請者が法人の場合に提出が必要】
3	対象機器所有者(リース等の事業者等)実在証明書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること	☐	【申請者がリースの場合に提出が必要】

4	建物の登記事項証明書(現在または履歴事項全部証明書)	以下の全ての事項を確認できる書類 ①申請日時時点で有効期限内(発行後6か月以内)のもの ②建物登記済みであるもの ③種類(居宅・共同住宅・寄宿舍・庫裡)等の住宅であること ※建物検査済証は、不可です。 ※法人・リース事業者以外でも。登記事項証明書を求める場合があります。	☐	法人・リース事業者等のうち、住宅の所有者に限り、必要 法人・リース事業者以外でも。求める場合があります。
5	太陽熱利用システムが交付要件に適合することを証明する書類	※助成対象機器を○で囲み、該当ページのみを提出すること ＜一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けている製品の場合＞ ・型式名、供給方式、集熱器の面積、集熱器の枚数を確認できる書類として、以下のいずれか1つ ①製品カタログ ②仕様書 ③取扱説明書 ＜日本産業規格の JIS A 4112 に規格する基準相当の性能を持つものの場合＞ ・JIS への適合確認を証明する書類として、以下のいずれか1つ ①JIS マークを取られている場合は、適合認証証 ②JIS マークを取っていない場合は、JIS Q 1000 に基づく自己適合宣言書 ③ソーラーシステム振興協会の優良ソーラーシステム認証制度など独自の制度をもっている機関の認証書 ・型式名、供給方式、集熱器の面積、集熱器の枚数を確認できる書類として、以下のいずれか1つ ①カタログ ②仕様書 ③取扱説明書 ・補助熱源機を新規で設置し、助成対象経費に含める場合は、補助熱源機のカatalogも提出ください。	☐	
6	設置機器の売買等契約書(写し)	・売買等契約日は事前申込後(公社が受付をした日以降)であること。 ・以下の内容が記載されていること。 ①発行者名と会社印 ②日付(契約締結日) ③契約者名(助成申請者であること) ④工事内容 漢字氏名は、提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。	☐	・停止条件付契約の取扱いがある場合は当該記載のある箇所の写しが必要。

7	設置機器のリース等 契約証明書(写し)	・リース等契約日は事前申込後(公社が受付をした日以降)であること。 以下の内容が記載されていること ①発行者名と会社印 ②使用者氏名と捺印 ③設置場所住所 ④契約締結日・サービス開始日および終了日 ⑤リース等期間 漢字氏名は、提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。	☐	【リース契約の場合に提出必要】 ・リース等の料金は元金(機器単体費)から助成金相当分を減額した金額で算出されていること ・停止条件付契約の取扱いがある場合は当該記載のある箇所の写しが必要。
8	熱と電気の有効利用 促進事業助成金に係る覚書	公社指定書式の覚書を使用すること	☐	※リース事業者又は電力販売事業者の場合に限る。
9	設置設備の領収書 (写し)及び領収書の 内訳	・領収日は事前申込後(公社が受付をした日以降)であること。 【領収書】(※) ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額(金額の訂正不可) ③領収日 ④発行者(販売事業者)名 ⑤発行者(販売事業者)捺印 【領収書内訳書】 公社の定める様式で領収書の内訳を必ず作成すること (漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。)	☐	(※)クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。 また、電子領収書の場合は、電子領収書であることを電子で明記すること。
10	国及び他の地方公共団体による補助金の交付 額確定通知書等(写し)	・国及び他の地方公共団体による補助金の交付決定通知書 等	☐	※国及び他の補助金に申請した(申請予定含む)場合に限る。
11	設置機器の保証書 (写し)	・「メーカー名」「システム型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること ※補助熱源機を新規で設置し、助成対象経費に含める場合は、補助熱源機の保証書も提出ください。	☐	・保証書の提出が困難な場合は「設置設備が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること。 (漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。) (証明は設備の販売元等が公社理事長宛に提出したものであること)
12	機器を設置した建物 及び設置設備から供給される熱を利用する 住宅の全景写真 (カラー)	Google map、Web 上の写真は認められません。 ・玄関正面側の1階部分から建物全体(正面玄関)が写っているもの ・建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可 ・写真はカラー写真であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	☐	

13	設置機器の設置状態を示す写真 (カラー)	・設置完了後の写真であること ・対象設備を設置した場所が分かるような写真であること ・集熱器(集熱パネル)と蓄熱槽と補助熱源機(新規設置)それぞれが写っていること ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれても可 ・写真の縦横比は変更しないこと ・写真は、カラー写真であること ※日よけ等の目的で対象機器等をカバーで覆う場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影のすること ※日没後撮影等で対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	☐	
14	設置機器の型番及び製造番号(銘板)を示す写真 (カラー)	・設置完了後の写真であること - 設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること ・型番と製造番号が1枚の写真に収まっていること ・対象機器等の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・写真は、カラー写真であること ・集熱器(集熱パネル)と蓄熱槽と補助熱源機(新規設置)それぞれの型番及び製造番号(銘板)を示す写真が必須 ※雨水やフラッシュ等でシステム型番と製造番号(銘板)が読み取れない場合は、再提出の場合あり	☐	
15	リフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険の保険証券又は付保証明書(写し)	事前申込後の契約締結日のものに限る 他事業と重複しての申請はできません ※契約(証券番号)が異なる場合は可	☐	※実施要綱第4-2(6)による助成金を受けようとする場合に限る。 ※令和6年度事前申込申請者から適用
16	通帳・口座証明書(写し)	以下の全ての事項が確認できる書類 ①金融機関名 ②支店名 ③預金種別 ④口座番号 ⑤口座名義(カタカナ) 〈書類の例〉 上記①～⑤が確認できるものであること ・通帳見開きページ ・インターネットバンキングの取引画面	☐	
17	その他公社が審査に必要と認める書類		☐	

【提出書類チェック表:地中熱利用システム】

事前申込 必要添付書類			
提出書類名称		確認事項	チェック欄
1	設置予定設備の見積書(写し)	・設置予定設備の見積書 (以下の内容が記載された見積書をご用意ください。) ①対象設備設置場所住所が明記されていること ②「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ③対象設備のシステム型番等が記載されていること ④機器費と工事費の概算を分けて記載すること (漢字氏名は、提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。) ※事前申込後、見積書に変更があった場合には、交付申請兼実績報告時に、正しい見積書をご提出ください。	☐

交付申請兼実績報告書 必要書類				
提出書類名称		確認事項	チェック欄	備考
1	助成金申請者(個人)本人確認書類	・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①運転免許証 ②健康保険証(後期高齢者医療被保険者証)※ ③住民基本台帳カード ④日本国パスポート(住所の記載がない場合は不可) ⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥身体障害者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障害者保健福祉手帳 ⑨運転経歴証明書 ⑩マイナンバー(個人番号)カード(裏面不要) ※有効期限内であること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された面(ページ)が分かれている場合は、両方の面(ページ)の写しが必要 ※日本で発行されたものであること ※②健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること(付箋等で隠すまたは黒塗り)	☐	【申請者が個人の場合に提出が必要】 【申請者が法人・リース事業者の場合に、使用者の本人確認書類の提出が必要】
2	申請者(法人)実在証明書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること	☐	【申請者が法人の場合に提出が必要】
3	対象機器所有者(リース等の事業者等)実在証明書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること	☐	【申請者がリースの場合に提出が必要】

4	建物の登記事項証明書 (現在または履歴事項全部証明書)	以下の全ての事項を確認できる書類 ①申請日時時点で有効期限内(発行後6か月以内)のもの ②建物登記済みであるもの ③種類(居宅・共同住宅・寄宿舍・庫裡)等の住宅であること ※建物検査済証は、不可です。 ※法人・リース事業者以外でも。登記事項証明書を求める場合があります。	☐	・法人・リース事業者等のうち、住宅の所有者に限り必要 ・法人・リース事業者以外でも求める場合があります。
5	地中熱利用システムが交付要件に適合することを証明する書類	製品カタログ等の写し ※助成対象機器を○で囲むこと ※該当ページのみを提出すること	☐	
6	地中熱利用システムの確認書類	系統図又は配管図 ・クローズドループ型と分かるように図示されていること ・熱の流れを図示されていること	☐	
7	設置設備の売買等契約書(写し)	・ <u>売買等契約日は事前申込後(公社が受付をした日以降)であること。</u> ・以下の内容が記載されていること。 ①発行者名と会社印 ②日付(契約締結日) ③契約者名 ④工事内容 漢字氏名は、提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。	☐	・停止条件付契約の取扱いがある場合は当該記載のある箇所の写しが必要。
8	設置設備のリース等契約証明書(写し)	・ <u>リース等契約日は事前申込後(公社が受付をした日以降)であること。</u> 以下の内容が記載されていること ①発行者名と会社印 ②使用者氏名と捺印 ③設置場所住所 ④契約締結日・サービス開始日および終了日 ⑤リース等期間 漢字氏名は、提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。	☐	【リース契約の場合に提出必要】 ・リース等の料金は元金(機器単体費)から助成金相当分を減額した金額で算出されていること ・停止条件付契約の取扱いがある場合は当該記載のある箇所の写しが必要。
9	熱と電気の有効利用促進事業助成金に係る覚書	公社指定書式の覚書を使用すること	☐	※リース事業者又は電力販売事業者の場合に限る。
10	設置設備の領収書(写し)領収書の内訳	・ <u>領収日は事前申込後(公社が受付をした日以降)であること。</u> 【領収書】(※) ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額(金額の訂正不可) ③領収日 ④発行者(販売事業者)名 ⑤発行者(販売事業者)捺印 【領収書内訳書】 公社の定める様式で領収書の内訳を必ず作成すること (漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。)	☐	(※)クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。 また、電子領収書の場合は、電子領収書であることを電子で明記すること。

11	国及び他の地方公共団体による補助金の交付額確定通知書等(写し)	国及び他の地方公共団体による補助金の交付決定通知書等	☐	※国及び他の補助金に申請した(申請予定含む)場合に限る。
12	設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「システム型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	☐	・保証書の提出が困難な場合は「設置設備が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること。 (漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。) (証明は設備の販売元等が公社理事長宛に提出したものであること)
13	機器を設置した建物及び設置設備から供給される熱を利用する住宅の全景写真(カラー)	Google map、Web 上の写真は認められません。 ・玄関正面側の 1 階部分から建物全体(正面玄関)が写っているもの ・建物の立地や構造上、1 枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可 ・写真はカラー写真であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	☐	
14	地中熱交換器が埋設されていることが分かる写真	設置完了後の写真であること	☐	
15	設置設備の設置状態を示す写真(カラー)	・設置完了後の写真であること ・地中に繋がる熱交換機(配管)と地中熱ヒートポンプ(室外機)が繋がっていることが分かる写真 ・地中熱交換器が埋設されていることが分かる写真 ・写真の縦横比は変更しないこと ・1 枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれて可 ・写真は、カラー写真であること ※日よけ等の目的で対象機器等をカバーで覆う場合は、カバー 設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影すること ※日没後撮影等で対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	☐	
16	設置機器の型番及び製造番号(銘板)を示す写真(カラー)	・設置完了後の写真であること - 設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること ・型番と製造番号が1枚の写真に収まっていること ・写真は、カラー写真であること ・地中熱ヒートポンプ(室外機)の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ※雨水やフラッシュ等でシステム型番と製造番号(銘板)が読み取れない場合は、再提出の場合あり	☐	
17	集合住宅確認書類	販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しで集合住宅であることが確認できるもの	☐	※集合住宅に地中熱利用システムを導入する場合に限る。
18	リフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険の保険証券又は付保証明書(写し)	事前申込後の契約締結日のものに限る 他事業と重複しての申請はできません ※契約(証券番号)が異なる場合は可	☐	※実施要綱第4 2 (6)による助成金を受けようとする場合に限る。 ※令和6年度事前申込申請者から適用

19	通帳・口座証明書(写し)	以下の全ての事項が確認できる書類 ①金融機関名 ②支店名 ③預金種別 ④口座番号 ⑤口座名義(カタカナ) 〈書類の例〉 上記①～⑤が確認できるものであること ・通帳見開きページ ・インターネットバンキングの取引画面	☐	
20	その他公社が審査に必要と認める書類		☐	公社の指示に従い提出すること

東京都
熱と電気の有効利用促進事業

助成金申請の手引き
(太陽熱利用システム・地中熱利用システム)

R7 Ver.1.1

□発行・編集 令和 7 年 6 月

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0817 東京都新宿区西新宿 2-4-1

新宿 NSビル 17 階

電話 03(5990)5086

月曜日～金曜日(祝祭日を除く)9:00～17:00